

2022年 2月28日

協力会社のみなさまへ

株式会社奥村組

### 建設機械への接触防止安全装置搭載の制度化について（通知）

弊社では今年度、安全衛生管理計画で重機災害の防止として人的な管理に加え、設備面での安全対策を行うべく、重機への安全装置の搭載を努力義務としましたが、いまだに人と重機との接触災害が根絶できず、稼動する重機に作業員が不用意に接近することによる休業4日以上災害が発生しています。

工事所及び協力会社の皆様へのアンケート調査結果から、重機への接触事故防止に安全装置の搭載が有効であり、一方で有効な安全装置の搭載重機の割合が低いことが判明したことから、社内協議を行い重機への接触防止安全装置の搭載ルールを策定し、2022年4月1日より運用することといたしました。

つきましては、「建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱」をご理解いただき、2022年4月1日からの運用にご協力いただきますようお願いいたします。

以上

## 建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱

### 1. 目的

人と重機との接触災害の根絶を目的に、2022年4月1日以降、対象重機が稼働する全工事に接触防止安全装置（以下、安全装置と記す。）の搭載を制度化する。

### 2. 対象接触防止安全装置

警報・警告装置（音、光、回転表示等）もしくは、緊急停止装置とする。

バックモニターのみではオペレータによる見落としや人を含む動く対象物の確認が不確実となる場合があるため、安全装置と認めない。

・機械本体を重機のみに取り付ける型式

・機械本体を重機に取り付け作業員等にはICタグを取り付ける型式がある。

また、それぞれの型式には、安全装置が重機に備えつけてあるものと、後で取り付けるものの2種類とする。

なお、安全装置搭載の有無にかかわらず運転中の重機と作業員が混在して作業する際は、安衛則158条に基づき誘導者の配置は必要とする。

### 3. 対象重機

対象重機は作業員との混在により、接触災害発生の可能性が大きい機種とする。

・掘削用機械の内、パワーショベル・ドラグショベル（クローラ式・ホイール式）

・解体用機械の内、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

※対象重機は、既にメーカーによる安全装置搭載の機種が市場に多く流通しており、後付装備も可能なものとする。

### 4. 安全装置の解除条件（緊急停止装置）

緊急停止装置が機能することにより安全性が確保できない場合は、災害防止対策の徹底により緊急停止装置の解除を許可する。ただし、当作業終了後、必ず安全装置を復旧すること。

（例）

・狭隘な場所で緊急停止装置が作動することにより重機が急停止してしまい姿勢を制御できず建物や設備に激突する等、安全性を損なう場合

・周りに人や物がなく明らかに重機（1台）での傾斜地等の作業において、緊急停止装置が機能したときバケットで地面を押える等、転倒防止処置ができなくなる場合

### 5. 工事所の対応

現行の「見積条件書」にて協力会社と契約している工事所は、既に安全装置未搭載機が持ちまれていることもあること、また、装置搭載に一定の期間を有すると見込まれることから、協力会社と手配及び費用負担先を協議・決定の上、2022年6月30日までに安全装置搭載機（後付け含む）を配置することとする。

### 6. 協力会社への対応

①「見積条件書」（2月に改定）を改定し2022年4月1日より対象重機に対し安全装置搭載を必須とする。【改定様式①】

②「労務及び安全衛生管理に関する誓約書」を改定し、契約後、対象重機を持ち込む場合、重機が安全装置搭載機であることを誓約させる。【改定様式②】

③「移動式クレーン・車両系建設機械等 使用届」を改定し、工事所に持ち込まれる対象重機が安全装置搭載機であることを点検の上、提出させる。【改定様式③】

④「作業計画書（車両系建設機械）」を改定し、安全装置の搭載及び、作業内容、計画時に解除する理由等を記載させ提出させる。【改定様式④】

### 7. 『作業計画書（車両系建設機械）』について

①協力会社は、現行の「作業計画書（車両系建設機械）」を使用している場合、新たに改定様式にて計画するか、現行の計画書に改定様式の安全装置に該当する部分を、朱書きにて追記すること。

②工事所長は安全装置を解除する場合（猶予期間内未搭載の場合）、協力会社からの理由および緊急停止装置に代わる災害防止対策（監視の方法、災害防止対策、教育等）を作業概略図に計画しているかを確認するとともに、担当部門長の確認も得る。

安全装置を解除する計画書を、工事所のドロップボックス内の『作業計画書』フォルダ内に新たに『安全装置解除許可作業計画書』フォルダを作成し即時、登録する。

③担当部門長は、責任を持って安全装置を解除する作業内容が緊急停止装置に代わる災害防止対策として適切であるか確認する。

④担当部門長及び安全担当は、安全パトロール時に『安全装置解除許可作業計画書』フォルダに登録された作業計画書の実施状況を注視する。

以上

※日付チェックが未完了です。「日付チェック」ボタンを押し、日付の整合性を確認ください。

見積依頼日

【改定様式①】

工事科目	見積条件書(改定版)			甲	株式会社奥村組 ○○支社 工事所	乙	外注工事業者			
見積書提出期限	【備考】			支払条件	甲の基準による		労災保険	甲の指示による		
工事名称				精算条件	○実数 ○実測 ○買戻条件付 ○特別条件 ( )					
工種				支給等 仮設等	仮設電気	○支給する ○支給しない	安全設備	○支給する ○支給しない		
工期	着手予定日	完了予定日			給排水	○支給する ●支給しない	発生材処分費用	○甲負担 ●乙負担		
施工場所					揚重設備	○支給する ●支給しない	駐車場代	●甲負担 ○乙負担		
入契法適用対象の有無	○有 ○無				機械器具	●支給する ○支給しない	その他			
建り法適用対象の有無	○有 ○無				接触防止安全装置	○支給する ●支給しない	事前協議のうえ、支給の有無を決定。			
				移動足場	○支給する ○支給しない					
主な品質上の要求事項	(甲は適用版等も記載すること) 適用する仕様書等		( ) 年版適用)		支給材料等	(品名) (数量) (受渡場所)		(品名) (数量) (受渡場所)		
	(乙は指定適用規格通り見積ること) 見積範囲		( ) による							
	検査種別	検査実施	顧客立会	検査項目(有の場合に記入)	請負代金の支払から控除する項目	安全衛生協力会費	会則に基づく会費	接触防止安全装置	実費相当額	
	工場検査	●有 ○無	○有 ○無	検査日時、検査内容、資料提出等は甲の指示による		産業廃棄物処分代金	実費相当額			
		検査要領書の作成 ( □甲 □乙 )				駐車場賃借料	実費相当額			
	受入検査	○有 ○無	○有 ○無				注) 控除する場合はいずれかを選択。控除しない場合は削除。他項目がある場合は追記。			
	工程内検査	○有 ○無	○有 ○無				施工体制	施工に必要な建設業許可		その他順守事項
	外部機関検査	○有 ○無	○有 ○無			<input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 建 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> と <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 屋 <input type="checkbox"/> 電 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> タ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> 筋 <input type="checkbox"/> 舗 <input type="checkbox"/> しゅ <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> 塗 <input checked="" type="checkbox"/> 防 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 機 <input type="checkbox"/> 絶 <input type="checkbox"/> 通 <input type="checkbox"/> 園 <input type="checkbox"/> 井 <input type="checkbox"/> 具 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 解		①入契法適用工事においては一括下請負の疑義がかかる発注形態を全面禁止とする。特に実質的関与をしない下請負業者を介させないこと ②施工体制台帳等に記載しない業者の使用禁止 ③発注者、元請の施工体制に関する点検への協力 ④施工体制に変更が生じた場合の報告 ⑤主任技術者と直接雇用の関係を有すること ⑥「下請負業者の皆さんへ」を再下請負人に配付し、再下請負通知書を作成させる ⑦再下請負契約は書面にて締結すること		
	管理	識別保管・養生	(○要 ○不要)	校正記録	主任技術者の配置	○専任 ○非専任				
		特殊工程 ( <input type="checkbox"/> 有資格者名簿 <input type="checkbox"/> 使用設備・器具一覧表		○提出要 ○提出不要	主任技術者の名札(写真貼付)着用	●要 ○不要				
作業条件	作業時間	~			管理方法及び提出書類	施工要領書(製作・検査含む)	●要 ○不要		品質証明書	●要 ○不要
	休日					作業手順書	●要 ○不要		試験成績書	●要 ○不要
	関連作業					自主管理・検査報告書	●要 ○不要		出荷証明書	●要 ○不要
	その他の制限					施工図	●要 ○不要		製品保証書	●要 ○不要
安全衛生・労務管理条件	作業打合せ会議	毎日	時	分	建設リサイクル法による順守事項	施工写真		安全衛生に関する届出書		○要 ●不要
	○朝礼 ●昼礼	毎日	時	分		施工体制台帳に関する提出書類	施工体制台帳に関する提出書類		施工体制台帳に関する添付書類	
	安全衛生環境協議会	毎月	日	曜日			・請負契約書(写)	・技術者の写真(2枚)		○要 ○不要
	その他現場で行う活動				・再下請負通知書	・雇用を証する書類		○要 ○不要		
	建設キャリアアップシステム(CCUS)	①乙は、甲発注の工事請負契約を締結した場合は、全ての再下請負業者を含めCCUS事業者登録及び技能者登録を行うこと。(一次業者は2022年3月までに完了、全ての再下請負業者を含め2024年3月までに完了すること。) ②甲は、乙等のCCUS登録状況を確認し、発注の優先度を考慮する場合がある。			工事写真	○要 ●不要		・資格を証する書類		○要 ○不要
	グリーンサイト	乙は、業法・安全書類の電子化とCCUS連携による技能者の経験蓄積のため、全ての再下請業者を含めグリーンサイトに加入すること。再下請業者が未加入の場合は、一次業者が代行登録すること。			施工体制台帳に関する添付書類	・下請負人に関する事項		・建設業許可通知書(写)		○要 ○不要
労災上積保険	管下全作業員(再下請負業者作業員、一人親方、中小事業主を含む)を対象とし、死亡及び後遺障害1~3級の補償1500万円以上、並びに4~7級まで担保する労災上積保険に加入する。			建設リサイクル法による順守事項	下請負契約が建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)の適用対象になる場合は、(1)甲は乙に対し、発注者から都道府県知事への届出事項について、届出書の写しの提示等により説明する。(2)乙は、甲と協議の上、契約付帯事項に①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を記載し、甲に提出する。		接触防止安全装置の使用を明記。			
接触防止安全装置	下記の車両系建設機械は、2022年4月1日より、接触防止安全装置[警報・警告装置(音、光、回転表示等)若しくは、緊急停止装置]を搭載すること。 (重機のみ)に取付ける型式、重機と作業員等に取付ける型式) ・掘削用機械の内、パワーショベル・ドラグショベル(ローラ式・ホイール式) ・解体用機械の内、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機			その他の特記事項 備考						
社会保険	①乙は標準見積書等を活用し法定福利費を内訳明示した見積書を作成し甲に提出すること。 ②乙および乙の再下請負人以下の全ての再下請負人は、企業単位、労働者単位での適正な社会保険に加入すること。 ③甲は適正な社会保険に加入していない全ての労働者について、平成29年4月1日以降、特段の理由がない限り現場入場を認めない措置をとる。乙は甲の当該措置に協力すること。									

(グリーン調達に関する要求事項等を記載する)

注：①該当しない項目には「斜線」を引く ②見積書に添付する

(様式：全1800-05-01/22.3)

## 労務及び安全衛生管理に関する誓約書

株奥村組 芝公園

工事所長 殿

一次会社名 大山建設 株式会社

会社名

( 2 次) 株式会社 山田工務店

代表者名 山田 一郎

㊞

貴社の発注に係る工事の施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他関係法令に定められた使用者または事業者の責務と貴社の諸規則を誠実に履行するとともに、貴工事所における労務及び安全衛生に関する指示等に従うほか、特に下記の事項を順守することを誓約いたします。

また、貴工事所へ提出の労働安全衛生に関する届出書類等については、その内容について該当する従業員に周知するとともに、貴工事所に提出することならびに貴工事所が必要に応じ安全衛生関係書類等に氏名等を記載すること、記載したものを掲示することおよび第三者（官公庁等）に提供することについて同意を得ましたので報告します。

## 記

## 1. 従業員の雇用管理

- ① 従業員の募集は正規の手続によって行います。また、雇入時には労働条件を明示します。
- ② 出入国管理及び難民認定法に違反する不法就労者等は入場させません。
- ③ 賃金の支払は、通貨払、直接払、全額払、毎月払および一定期日払の原則を順守し、所定外労働時間については、法定の割増賃金を支払います。また、賃金不払は絶対に起こしません。
- ④ 従業員に対して社会保険の加入状況を把握し、未加入の場合は適切な保険に加入させるよう指導します。

## 2. 安全衛生管理

- ① 労働安全衛生法にもとづき、管理体制を確立するため、安全衛生責任者、作業主任者、作業指揮者等を選任し、貴工事所に届出ます。
- ② 貴工事所の安全衛生環境協議会、工程会議には必ず出席し、その決議、指示事項は従業員全員に徹底させます。
- ③ 作業手順書、作業計画書等の必要な作業では必ず作成し、貴工事所の確認、指導を受けた後、従業員全員に周知し、それを順守して作業させます。
- ④ 法に定められた免許取得者等の資格を要する業務には、必ずその資格をもつ従業員を配置し、かつ貴工事所に届出ます。
- ⑤ 労働安全衛生法にもとづき、雇入時教育、特別教育、職長教育、安全衛生責任者教育、作業内容変更時教育(送り出し教育等)を自主的に実施します。
- ⑥ 法令で定められている健康診断およびストレスチェックを必ず実施します。
- ⑦ 当社持込機械は、法令で定められた構造規格を保持し、安全性を確認した上で使用します。また持込時には必ず点検を実施し、確認を受けたもの以外は使用いたしません。
- ⑧ 当社持込車両系建設機械の内、下記、重機については、2022年4月1日より接触防止安全装置[警報・警告装置(音、光、回転表示等)若しくは、緊急停止装置]搭載機とします。  
(重機のみに取り付ける型式、重機と作業員等に取り付ける型式)
  - ・掘削用機械の内、パワーショベル・ドラグショベル(クローラ式・ホイール式)
  - ・解体用機械の内、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
- ⑨ 毎日、作業終了時には必ず後片付を行い、常に現場の整理整頓に努め、担当職員に作業終了の報告を行います。
- ⑩ 女性、年少者などについては法令に定める就業制限を厳守します。
- ⑪ 高齢者(特に65歳以上の者)を就労させるにあたっては、弊社の責任で健康状態を確認し、作業内容及び適正配置に配慮します。原則として危険有害業務には就かせません。やむを得ず就労させる場合は、職長の直接指導により、関係法令を順守して作業させます。

## 3. 労働災害への対応

- ① 万一、労働災害が発生した場合、速やかに貴工事所の職員に報告するとともに、再発防止に取り組みます。
- ② 被災者に対しては、適正な補償を行います。それに備えて、管下全作業員(下請負人の作業員、一人親方、中小事業主を含む)を対象とし、死亡及び後遺障害1~3級の補償1500万円以上、並びに4~7級まで担保する労災上積保険に加入します。

## 4. 情報漏えい対策

貴工事所業務にパソコンを使用する場合、情報セキュリティ対策を実施し情報漏えいの防止に努めます。

## 5. 下請負人の指導

下請負人を使用する場合は当社が責任をもって指導を行い、前記の各項を順守させます。

2022年3月1日

車両系建設機械  
(バックホウ(クローラ式))

等 使用届

協力会社にて機械の種類等を記載。  
工事担当者は、接触防止安全装置の  
搭載該当機種が確認。

協力会社の所有又はリースの場合は、協力会社  
が提出。当社がリースして協力会社に貸与する  
場合は、リース会社が提出

持込会社の現場代  
理人でもよい

事業所の名称 芝公園工事所  
所長名 小田 裕二 殿

一次会社名 大山建設 株式会社  
持込企業名 株式会社 山田工務店  
代表者名 山田 一郎 印  
電話 03-3456-1234

このたび、下記機械等を別紙の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、  
お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

Table with multiple sections: 使用会社名 (株式会社 山下組), 運転者 (品川五郎), 任意保険, 接触防止措置等, 元請確認欄, 担当者 (山田 一郎).

使用会社の現場代理人  
でもよい

持込会社の管理  
番号を記入

作業に必要な免許資  
格などを記入

特定自主検査を必要とする機械は、車両系建設機械、フォークリ  
フト、不整地運搬車、高所作業車等に限られる。

車両保険等その他の保険を記入

協力会社にて接触防止安全装置の種類等を記載。  
工事担当者は、接触防止安全装置の搭載を確認。

持込時の点検表

Main inspection table with columns for equipment name, inspection items, results (a/b), and inspector (品川五郎).

所有会社の出庫責任者でもよい

協力会社にてその他の点検と同様に接触防止安全装置の点検を記載。  
工事担当者は、その他の点検と同様に接触防止安全装置の点検を確

- 機械名 1 クレーン, 2 移動式クレーン, 3 デリック, 4 エレベーター, 5 建設用リフト, 6 高所作業車, 7 ゴンドラ, 8 ブル・ドーザー, 9 モーター・グレーダー, 10 トラクターショベル, 11 ずり積機, 12 スクレーパー, 13 スクレーブ・ドーザー, 14 パワーショベル, 15 ドラグ・ショベル (油圧ショベル), 16 ドラグライン, 17 クラムシェル, 18 バケット掘削機, 19 トレンチャー, 20 コクリート圧砕機, 21 くい打機, 22 くい抜機, 23 アースドリル, 24 リバース・サーキュレーション・ドリル, 25 せん孔機, 26 アース・オーガー, 27 ペーパー・ドレン・マシン, 28 地下連続壁施工機械, 29 ローラー, 30 クローラドリル, 31 ドリルジャンボ, 32 ロードヘッダー, 33 アスファルトフィニッシャー, 34 スタビライザ, 35 ロードプレーナ, 36 ロードカッター, 37 コクリート吹付機, 38 ボーリングマシン, 39 プレーカ, 40 鉄骨切断機, 41 コンクリート圧砕機, 42 解体用つかみ機, 43 重ダンプトラック, 44 ダンプトラック, 45 トラックミキサー, 46 散水車, 47 不整地運搬車, 48 コクリートポンプ車, 49 その他

- (注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む企業(貸与を受けた企業が下請の場合はその企業)の代表者が所長に届け出ること。 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へレ 印を記入すること。 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし) 4. 機械名1から6まではA、B欄を、7はC欄を、8から42まではD、E、F、G欄を、43から47まではB欄を、48はB、D、E欄を使用して点検すること。 5. 点検結果の(a)は、機械所有企業の確認欄とし、(b)は持込企業又は機械使用企業の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。 6. 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に貼付すること。 7. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。 8. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許証等の資格証を携帯させること。

# 作業計画書 車両系建設機械 ドラグショベルの記載例 (協力会社 作成)

(整地・運搬・積込用、掘削用、基礎工事用、締固用、その他) 協力会社にて重機の種類等を記載。

接触防止安全装置搭載機： パワーショベル  ドラグショベル  解体用機械

提出日： 2022 年 3 月 1 日					
(株)奥村組 芝公園 工事所長 殿		(印又はサイン)			
一次会社 大山建設 株式会社		安全衛生責任者 鈴木 四郎			
(次) 協力会社 世田谷開発 株式会社		安全衛生責任者 田村 一郎			
車両系建設機械 (コンクリートポンプ車を除く) の作業計画を次のように作成しましたのでご確認ください。					
作業年月日	2022 年 3 月 5 日 ~ 2022 年 10 月 9 日				
作業内容及び方法	掘削残土積込・運搬・整形				
使用機械規格・能力	機種： ドラグショベル	形式： EX200-2	性能： 0.8m <sup>3</sup>		
	ブーム長： m	リーダ長： m	掘削最大深さ (高さ)： 7.3 m		
クラムシエルの場合	作業時最大作業半径： m	作業時最大荷重： t	使用可能ブーム角度： 度以上		
	定格荷重： t	バケット自重： t + 土砂重量： t (バケット容量 m <sup>3</sup> × 土砂比重 t/m <sup>3</sup> )			
接触防止安全装置	<input type="checkbox"/> 緊急停止機能 <input checked="" type="checkbox"/> 警報・警告 (音、光、回転灯等) 【重機のみに取り付ける型式】				
	<input type="checkbox"/> 緊急停止機能 <input type="checkbox"/> 警報・警告 (音、光、回転灯等) 【重機と作業員等に取り付ける型式】				
	<input type="checkbox"/> 未搭載 <input type="checkbox"/> 装置解除 <input type="checkbox"/> モニター (カメラ) だけの場合、理由 ( )				
機械転倒防止措置	・補強土留 ・敷鉄板敷設 ・地盤改良 ・幅員確保 ・誘導者配置 ・その他 ( )				
作業員の配置及び指揮系統	会社名	氏名	資格	経験年数	
	作業指揮者	世田谷開発(株)	田村 一郎	交代した場合は別紙にて報告する	15年
	オペレータ	〃	山口 二郎	免許・技能講習・特別教育	10年
	誘導者	〃	佐藤 四郎		
	作業員	〃	太田 三郎	他 名	

協力会社に接触防止安全装置の種類等を記載。未搭載や装置を解除する場合は、理由を記入。

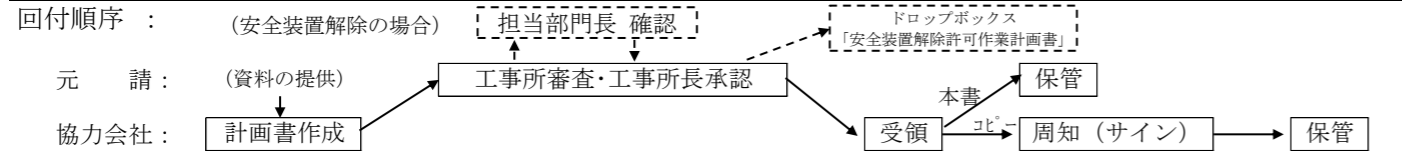
交代した場合は別紙にて報告する

作業概略図 (作業場所、設置位置、運行経路、立入禁止措置、埋設物、架空線の位置) 作業開始時の機械と関係作業員の配置及び作業場所の移動方向は別添平面図にて表示する。機械と作業員との接触防止のため、作業半径等、接触の危険のある箇所は別添にて表示する。

協力会社は、  
・現行の「作業計画書(車両系建設機械)」を使用している場合、新たに改定様式にて計画するか、現行の計画書に改定様式の安全装置に該当する部分を、朱書きにて追記。  
工事所長は、  
・安全装置を解除する場合(猶予期間内未搭載の場合)は、協力会社からの理由および緊急停止装置に代わる災害防止対策 (監視の方法、災害防止対策、教育等)を作業概略図に計画しているかを確認するとともに、担当部門長の確認も得る。  
安全装置を解除する計画書を、工事所のドロップボックス内の『作業計画書』フォルダ内に新たに『安全装置解除許可作業計画書』フォルダ を作成し即時、登録する。  
担当部門長は、

建設機械への接触防止安全装置の搭載対象重機は、作業計画書の赤字事項の該当箇所に、■印や、理由、日時等を必ず記入すること!  
また、作業概略図には安全装置(重機、作業員等のICタグ等)を確認できる様、赤色表示すること!  
(安全装置を解除する場合(安全装置の未搭載の場合)は、緊急停止装置に代わる災害防止対策(監視の方法、災害防止対策、教育等)を作業概略図に計画すること)

(注：この欄に記載しきれない場合は、別紙に作業計画図を作成し、添付する)



# 計画指導事項

【改定様式④】

(印又はサイン) (受領日) 承認日： 2022 年 3 月 3 日	
一次会社 大山建設 株式会社	安全衛生責任者 鈴木 四郎 4/3
協力会社 世田谷開発 株式会社	安全衛生責任者 田村 一郎 4/3 工事所長 小田 裕二 (印)
提出された作業計画について、次のように指導します。	
計画内容を関係作業員に周知した後、作業を行ってください。	則155

作業前に作業場所の地形、地質の状態等を調査し、その結果に基づき計画する 則155  
転倒、転落防止のため運行経路の路肩崩壊の防止、不同沈下の防止、幅員の保持等の措置をとる。転倒、転落の恐れがあるときは、誘導者を配置す 則157

1) 敷き鉄板 (施工地盤等確認)	要・不要	地形・地質等 (地山・盛土・軟弱)
2) 地下水 (地下水位等確認)	要・不要	地下水揚排水・地山改良等
3) 掘削法面措置 (既設法面)	要・不要	施工法面勾配、防護方法
4) 掘削土止め措置	要・不要	木矢板・簡易鋼矢板他
5) 土止め支保工措置	要・不要	土止め支保工深さ、G L - m
6) 誘導、合図の方法	要・不要	手・旗・笛・無線・その他
7) 障害物の防護措置	要・不要	架空線・埋設物・その他
8) 監視人 (誘導者)	要・不要	地上・地下支障物、地山・法面・路肩開口部等
9) 立入禁止措置	要・不要	可動範囲内・重要施設・地下埋設近接
10) 第三者対策	要・不要	迂回路・規制等
11) 接触防止安全装置の解除	要・不要	要の場合、部門長確認日 ( 年 月 日 )
12) 接触防止安全装置の搭載	要・不要	不要の場合、部門長確認日 ( 年 月 日 )

- <作業前確認事項>
- 有資格者の確認を行う。 法61、法59、則41
  - 機械・装置等の作業開始前点検を行う。(ブレーキ、クラッチ、警報・安全装置等) 則170
  - 定期自主検査 (月例・年次等) を実施し元請職員に報告する。(当社管理の機械は、記録を3年間保存)
  - 地山・盛土・土止め支保工架設付近の地盤、法面の状態、浮石等を確認する。 則167、168、169、171
  - 地下埋設物・架空線等について、安全作業に支障ないか確認する。 則155、157

- <作業時順守事項>
- 機械を主たる用途以外に使用しない。 則164
  - 運転中の機械に接触する恐れのある箇所には、立入禁止措置を行い作業員を立ち入らせない。(やむを得ず混在して作業する場合は、誘導者を配置する。誘導者は、専任の者で目立つ色のベストを着用し、一定の合図を定め誘導する。立入禁止措置は、点ではなく線構造で区分する。やむを得ず重機の可動範囲に入るときは、必ず相互合図 (グーパー運動等) で確認し、重機が停止してから立入る。バック進禁止) 則158、159
  - 機械の移送のための積み下ろしは、安定した地盤上で行う。 則161
  - 作業中、機械の運転席以外に作業員を乗せない。また、運転者が運転席から離れるときは、作業装置等を地上に下ろし、逸走防止措置を講ずる。エンジンキーを取り外し保管する。 則162、160
  - 機械の安定度、最大使用荷重等を順守する。また、制限速度 ( km/h ) を超えて運転しない。 則163、156
  - 機械の修理、アタッチメントの交換を行うとき、また杭打 (抜) 機械の組立、解体、変更又は移動のときは、作業指揮者を指名し、作業方法や手順を定め、直接指揮する。 則165、190
  - ブーム、アーム等を上げ、修理、点検作業を行う時は、安全支柱、安全ブロック等を使用し降下による危険を防止する。 則166

<その他>

周知日	
周知者 (サイン)	

<p>元請</p> <p>安衛則638条の3：計画の作成 安衛則638条の4：下請の計画が元請の計画に適合するよう指導 安衛則662条の6/安衛則662条の7：掘削用機械作業/基礎工事用機械作業について、作業内容・指示系統・立入禁止区域についての連絡調整</p>	<p>協力会社</p> <p>安衛則154条：地質状況等の調査 安衛則155条：事前調査情報に適合し、種類・能力、運行計画、作業方法についての作業計画の作成 (安衛-10/22.03)</p>
---	--